

一般社団法人ファイナンシャル・アドバイザー協会
第3回セミナー②



家族信託で備える 高齢顧客の資産運用の継続

令和5年10月27日

司法書士法人燦リーガル事務所
代表社員 鈴木敏起

事務所紹介

司法書士法人燦（さん）リーガル事務所

- 代表社員 鈴木 敏 起（すずきとしおき）
- 東京都昭島市田中町一丁目24番16号
- 電 話 042-519-7338
- 所属司法書士4名 行政書士1名 補助者8名 （合計13名）
- 開業13年目

<主な取扱業務>

- 民事信託・家族信託の組成コンサルティング業務
- 受託者支援業務（受託者事務と資産運用）
- ライフブックによる総合的な資産形成コンサルティング業務
- 任意後見業務を中心とするおひとり様支援業務
- 遺産整理・遺産承継業務、相続コーディネート業務
- 遺言作成、遺言保管、遺言執行業務
- 登記業務すべて

司法書士法人燦（さん）リーガル事務所 代表社員
鈴木 敏起（すずきとしおき）

生前対策に必須の「家族信託」「遺言」の知見、高齢者の財産管理戦略を描くために必須となる「成年後見制度」の実務的運用についての知見、難解な相続を軟着陸させる「遺産分割支援」の知見、おひとり様時代到来において社会的課題となる「死後事務」の知見まで、あらゆる分野に通じ、司法書士・税理士などの専門家向けの研修講師を多数務める。

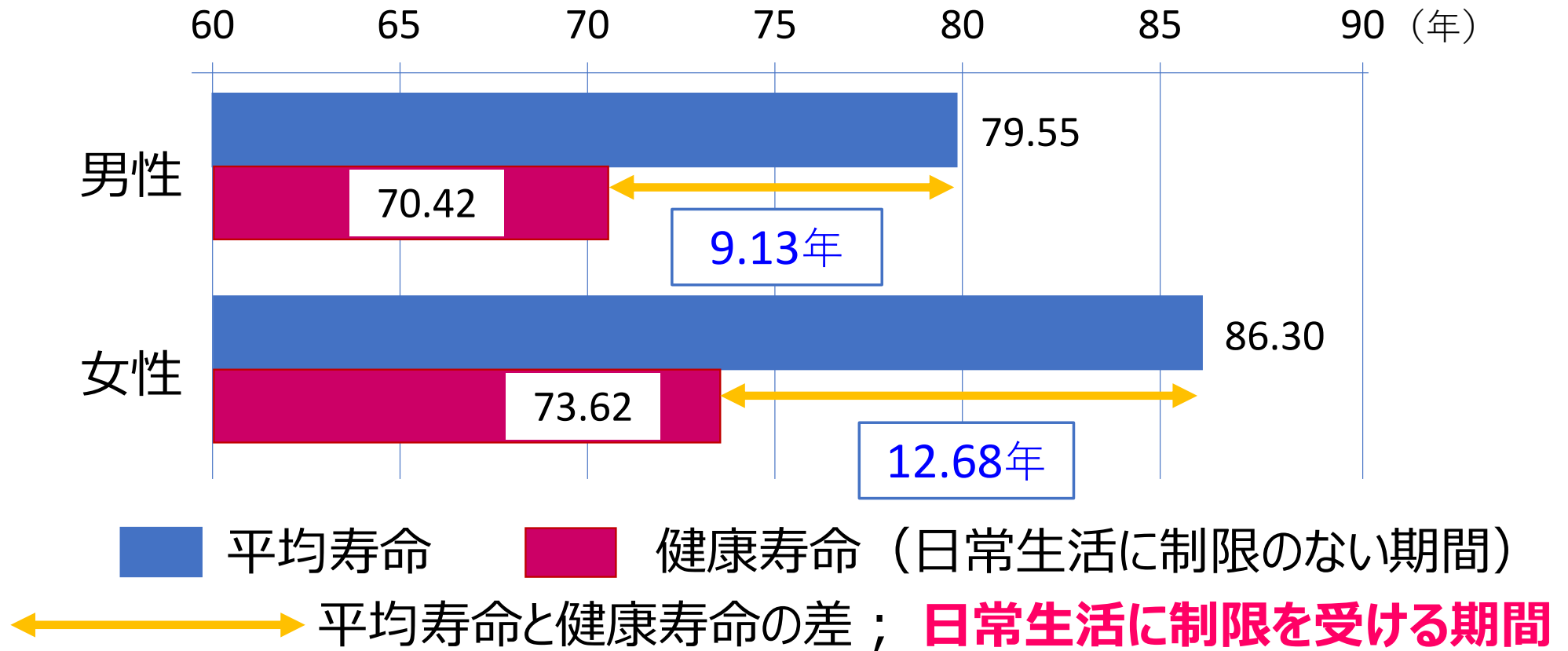
（一社）信託制度保障協会の推進する「信託財務コンサルタント養成講座」のアドバイザリーボードメンバーとしての活動し、2020年5月、同協会の理事に就任。土業、金融機関、建設・不動産などにおけるアドバイザリー経験をもとに民事信託制度を利用した信託財務マネジメント業務の推進と運営保障を担う人材育成のためのワークショッププログラムの提供を開始する。





認知症になる前に

平均寿命と健康寿命の差



厚生労働省ホームページより

資料 平均寿命 (平成22年) は、厚生労働省「平成22年完全生命表」

健康寿命 (平成22年) は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」

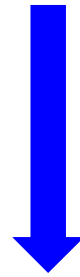
出典 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会・次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会

「健康日本21 (第二次) の推進に関する参考資料」 p25

日常生活に制限を受ける期間

◆ 日常生活に制限を受ける期間

- ☑ 身体上の問題
- ☑ 判断能力の問題



◇◇ 財産の管理や処分といった行為ができなくなる（難しくなる） ◇◇

資産凍結

資産凍結対策～贈与

◆ 贈与

- ☑ 資産凍結に備えるには、シンプルに考えると、**認知症になる前に、資産を子世代など若い世代に移してしまえばよい**

- ☑ **実際、認知症の進行を心配するがゆえの贈与の需要（目的）はある**
 - ① 自宅 施設に入るタイミングで、**スムーズに売却できるようにする**
 - ② 金銭 **支出管理（支払い）の一切を任せたい**
 - ③ アパート **契約管理・物件管理の一切を任せたい**
 - ④ 金融商品 **資産運用の一切を任せたい**

☞ **漫然と、贈与をしていいものか？**

贈与の課題

◆ 贈与の課題～基礎編

- ① 贈与税がかかる
- ② 子が複数いる場合には、**安易な贈与は、相続争いの火種をつくることになる**

贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	一般贈与財産用		特例贈与財産用	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円		
400万円以下	20%	25万円	15%	10万円
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円

特例贈与財産用：贈与により財産を取得した者（贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の者に限る）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産に係る贈与税の計算に使用する

贈与税がかからない方法～相続時精算課税制度

＊「贈与税」をかけないことだけでいいなら、一応、方法はある

◆ 相続時精算課税制度

- ① **2,500万円の枠内の贈与は課税しない**
- ② **2,500万円を超えた部分の贈与には一律20%の税率で課税する**
- ③ **贈与者が死亡した際は、制度を利用してから贈与した一切の金額を相続財産に（贈与時の金額で）持ち戻し、相続税として再計算する。
②で支払った贈与税は控除する。 ※相続税の節税の制度ではない**
- ④ 60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などへの贈与
- ⑤ 一度選択した後は暦年贈与に戻れない
- ⑥ どんなに少額の贈与でも必ず申告をする
- ⑦ 令和6年1月1日以降は110万円までの非課税枠が登場する（申告不要、持戻し不要）

相続時精算課税制度を利用した際の目的別課題

◆ 贈与の課題～応用編

贈与の対象	目的	相続時精算課税制度を利用した贈与の課題
自宅	施設に入るタイミングでスムーズに 売却 できるようにする	受贈者（子・孫）が贈与者（親など）と同居していない場合、居住用財産を譲渡した場合の 3,000万円の特別控除の特例 （いわゆる マイホーム特例 ）を 適用できない
金銭	支出管理（支払い） の一切を任せたい	受贈者（子・孫）に贈与された金銭を贈与者（親など）のために使えば、 金銭は目減りしていく が、相続時精算課税で贈与すると、 相続時に計算上持ち戻すべき金額が贈与金額に固定される ので、 <u>相続税がかかる場合には税務面でのデメリットが大きい</u>
アパート	契約管理・物件管理 の一切を任せたい	建物の規模が大きいと、 <u>2500万円の枠に収まらず、今、贈与税の課税が生じる</u>
金融商品	資産運用 の一切を任せたい	所得が受贈者に移転し、 贈与者は配当収入を得られなくなる 価額が上下し、 <u>相続開始時に贈与時より下がっていると、贈与当時の金額に固定された額を相続財産として持ち戻すことになる</u>

贈与における課題を克服できる可能性がある

◆ 贈与の課題のおさらい

1) 基礎編

- ① 贈与税がかかる
- ② 相続争いの火種をつくることになる

2) 応用編

- ① 自宅を贈与した後に売却すると、マイホーム特例の適用ができない
- ② 金融商品の贈与では、所得が受贈者に移転し、贈与者は配当収入を得られなくなる
相続時精算課税制度の中で、贈与時に固定された金額で相続時に持ち戻されるのがどうか

▶ 家族信託なら克服できる可能性がある

- ① 家族信託は、課税なく、名義だけを（たとえば）「子」に移し、「親」のために管理処分してもらう環境をつくる制度
- ② 税務の紐づきは「親」なので、対象財産が自宅ならマイホーム特例の適用もできるし、対象財産が金融商品の場合には、配当収入等を「親」がそのまま享受できる

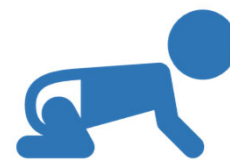


家族信託の基本的な仕組み

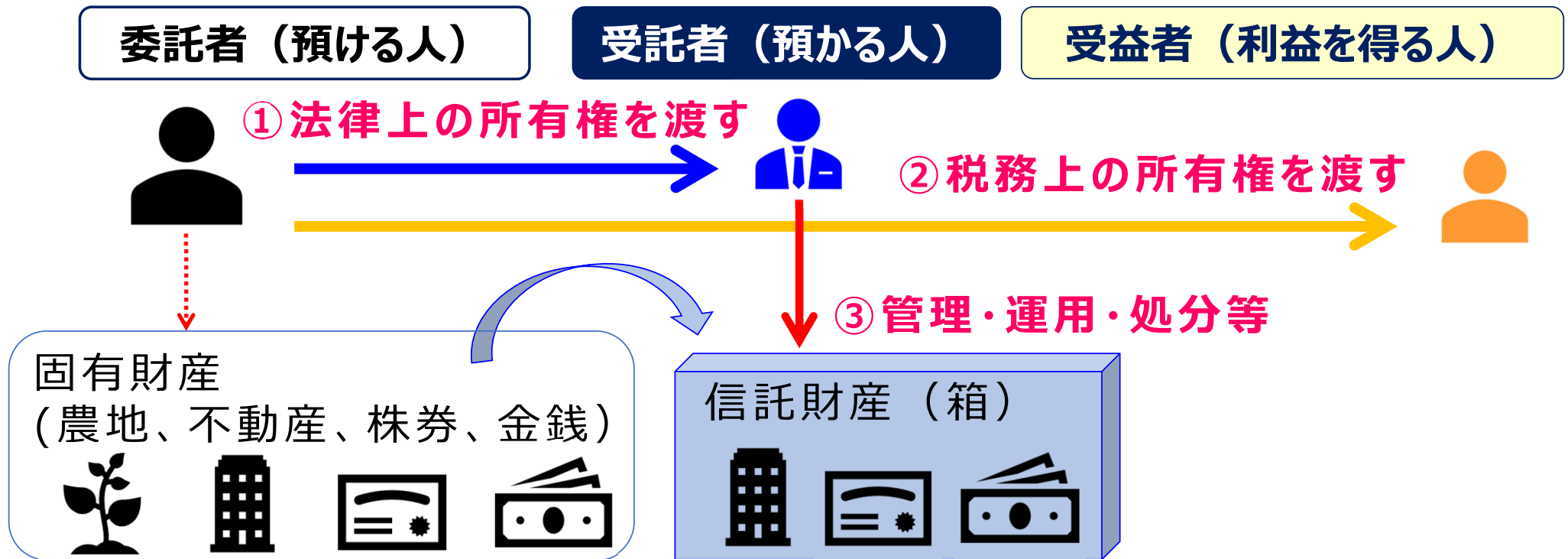
家族信託を一言で言うと

「**財産承継**」機能を備えた、
「**財産管理**」制度であり、

主な処方目的としては、
資産凍結の回避がある
(認知症対策)



家族信託の基本的な仕組み



法律上の所有権と、税務上の所有権の分解



受益権とは



ちょうだい！



ちゃんと
やっているか!?



受益債権

信託財産に係る給付について
受益者が受託者に対して有す
る権利

監督的権利

受益債権を確保するために
信託法に規定された権利

受益権

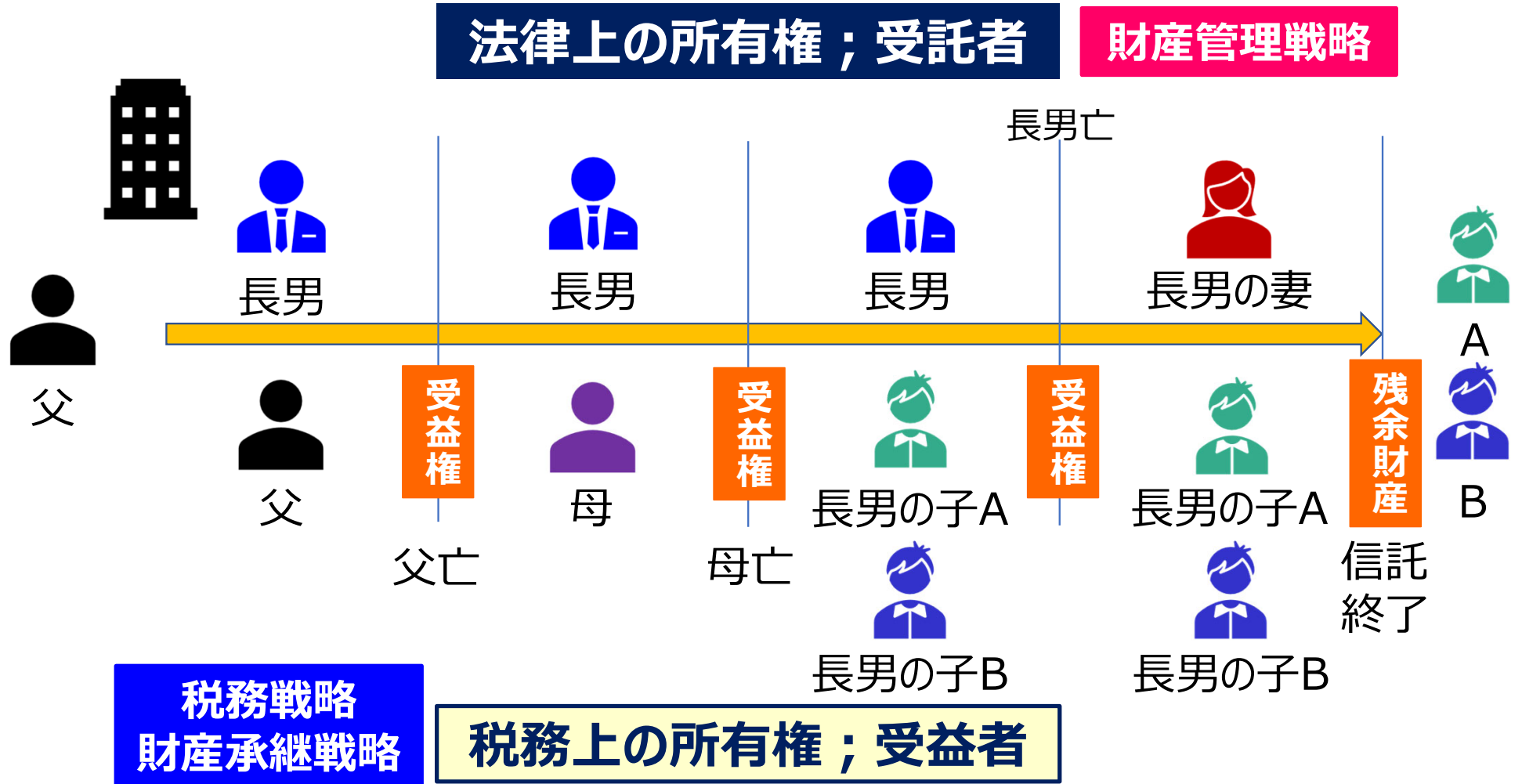
法律上の所有権・税務上の所有権の移転時期




遺言 保険（死亡保険金）		本人に 法律上の所有権が 帰属している場合、 資産凍結	法律上	相続税
			税務上	
贈与	法律上			贈与税
	税務上			不動産取得税
法人化	法律上			不動産取得税
	税務上		譲渡所得税	
家族信託	法律上		-	相続税
	-		税務上	
法定後見 任意後見		法律上（代理）	法律上	相続税
			税務上	

税務上の所有権が移転する際にかかる税

独自の財産管理デザインと財産承継デザインが描ける家族信託





家族信託と成年後見制度

成年後見制度と家族信託の決定的な違い

◆ 成年後見制度

認知症になってから、手当てをする 【対症療法】

◆ 家族信託

認知症になる前に、手当てをする 【計画的な備え】

- 成年後見による財産管理でも支障がなければ、認知症になってから
成年後見制度で対処すればOK
支障がある場合には、**認知症になる前に、家族信託**で備えをする

成年後見制度の財産管理の一般的な特徴

◆ 家族信託と比較される、成年後見制度の特徴

① 後見人ができるのは、本人の財産の保全を最優先とする管理行為

※金融商品は、元本割れのない預金に変更することを推奨する向きもある

② 監督する家庭裁判所にとっては、形式的に本人のためになるかが重要

※家族のためにする要素が濃くなると、間接的に本人のためになろうと、家裁は認めないこともある

③ 後見人に誰を選任するかは家庭裁判所の専権事項なので、第三者が就任する余地がある

④ 預金が一定額を超えると、後見制度支援信託か後見監督人選任の2択を迫られる

👉現状、成年後見制度において金融商品の運用をすることは不可能と考えてよい

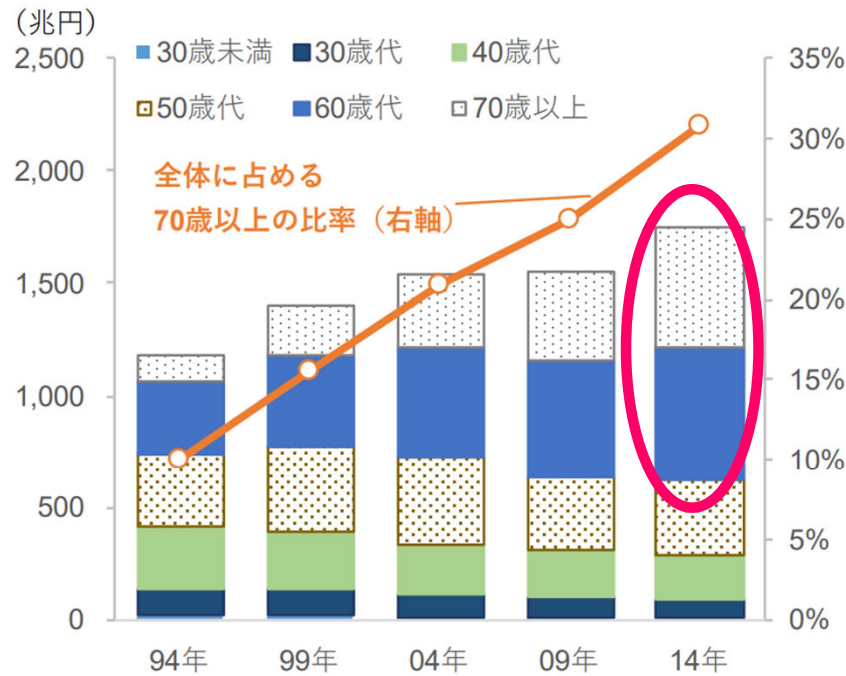


**証券会社が取り組む
金融商品の家族信託**

高齢者に集中する金融資産

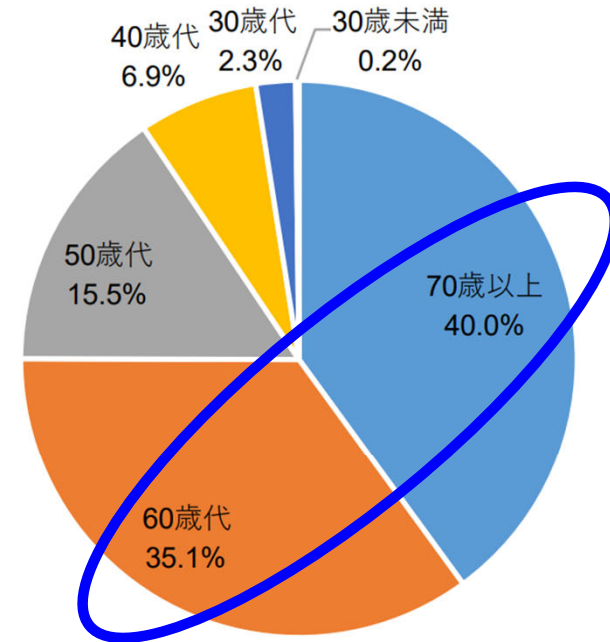
個人金融資産の高齢者への偏在は今後も一層進む見通し

金融資産全体の年齢階層別内訳



(出所) 総務省「全国消費実態調査」 ※二人以上の世帯
日本銀行「資金循環統計」をもとに岡三証券推計

有価証券保有者の年齢階層別内訳

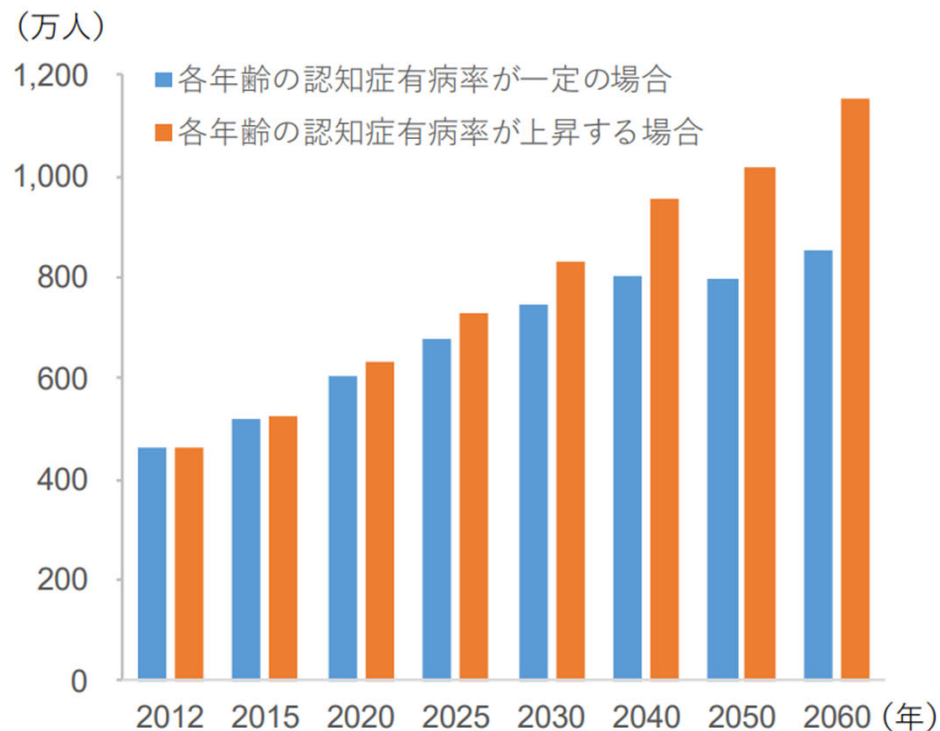


(出所) 総務省「全国消費実態調査」 ※二人以上の世帯
※2014年

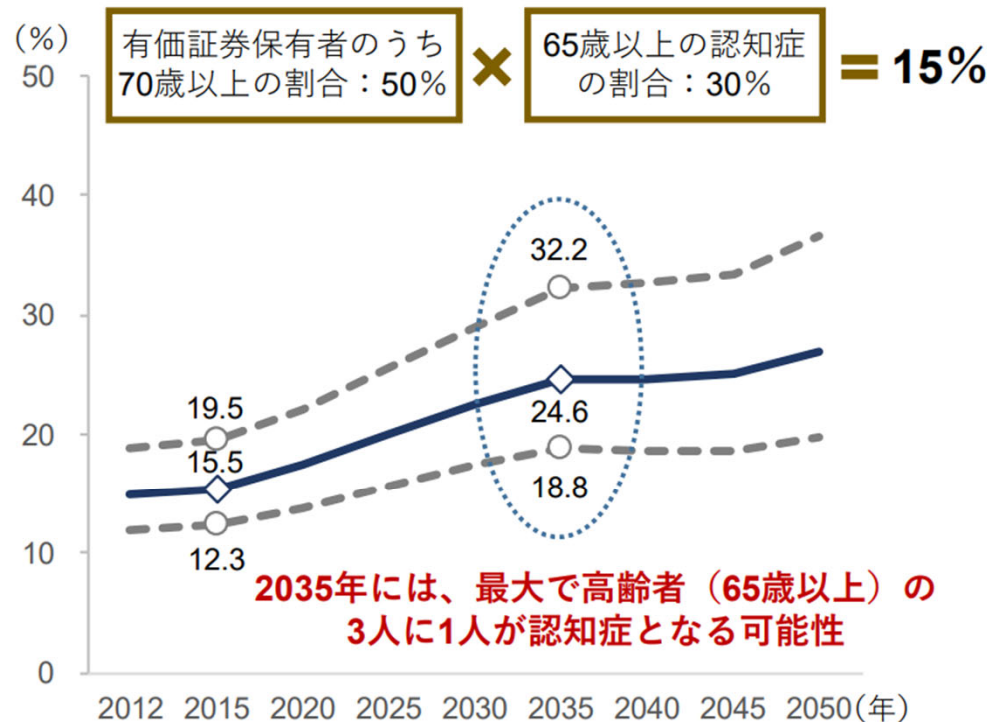
引用資料 高田創 (2022) 「超高齢社会と金融の課題～超高齢社会のなか金融包摂をどう行うか」,首相官邸WEBサイト> 日本経済再生本部> 未来投資会議構造改革徹底推進会合>「デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の整備化」会合 (第1回) 配布資料5

認知症患者は上昇傾向・・・資産凍結

65歳以上の認知症患者の推定者数



65歳以上の認知症患者の推定有病率

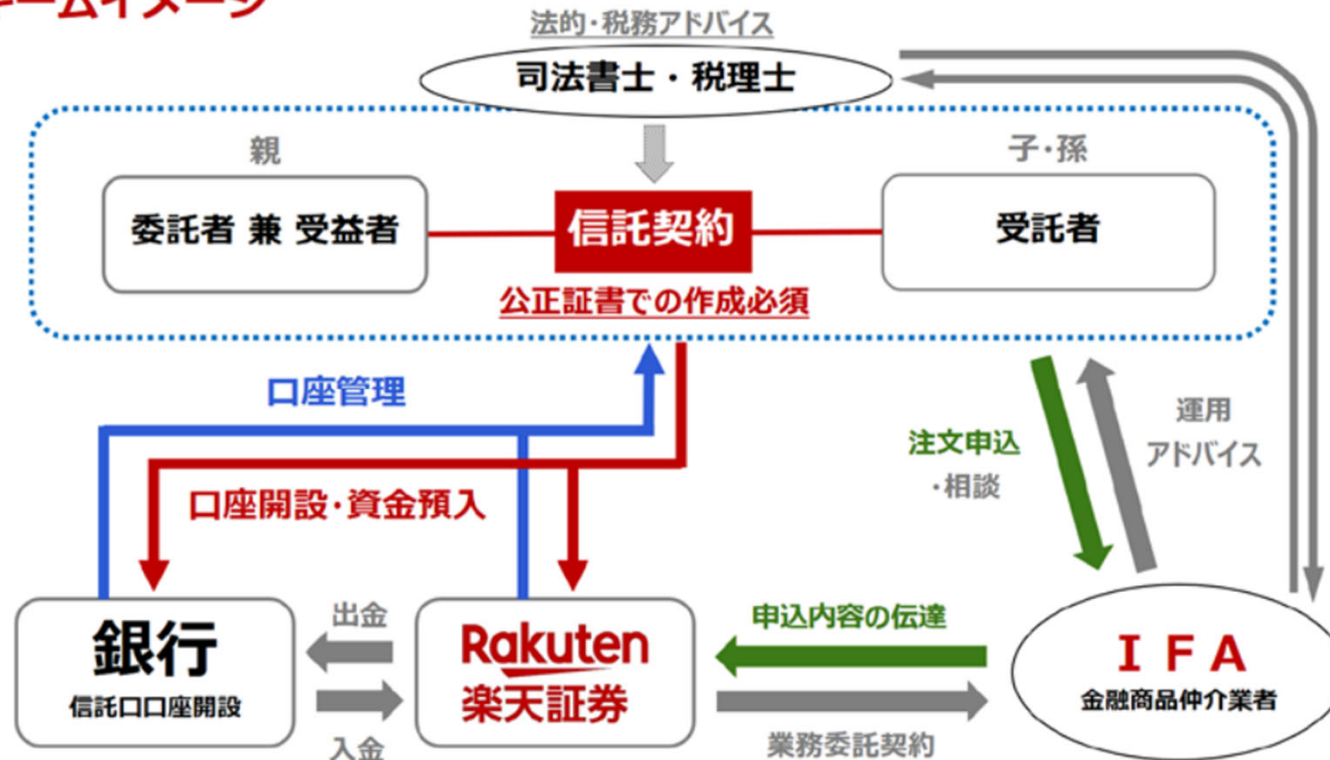


(出所) 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」 (平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授)
 ※推定有病率は、各年齢の認知症有病率が上昇すると仮定した場合の数値。点線部分は95%信頼区間を示す

引用資料 高田創 (2022) 「超高齢社会と金融の課題～超高齢社会のなか金融包摂をどう行うか」, 首相官邸WEBサイト> 日本経済再生本部> 未来投資会議構造改革徹底推進会合> 「デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の整備化」会合 (第1回) 配布資料5

証券会社が取り組む金融商品の家族信託

スキームイメージ



楽天証券プレスリリース（2020年4月24日）より

◆Point◆

- ① 有価証券を
子世代が管理する
- ② 利益は親世代が
受ける

☞ 達成すること

- ☑ 認知症による資産凍結の回避
- ☑ 資産運用の継続

同様の仕組みを整えている証券会社；野村証券、大和証券、東海東京証券、SBI証券

家族信託口座開設基準 (参考)

1) 信託の内容に関すること

- ① 自益信託であること（委託者・受益者が同一であること）
- ② 委託者の死亡により、信託が終了するものであること（受益者連続型の信託でないこと）
- ③ 後継受託者の指定があること

2) 人間関係に関すること

- ① 受託者が国内居住者であり、20歳以上であること
- ② 受託者が委託者の2親等以内の親族であること

3) 手続きのこと

- ① IFA口座限定サービスのため、委託者、受託者ともに、IFA口座の開設が完了していること
- ② 出金先の金融機関の口座が信託口座であること

家族信託口座で受入れ可能な金融商品等 (参考)

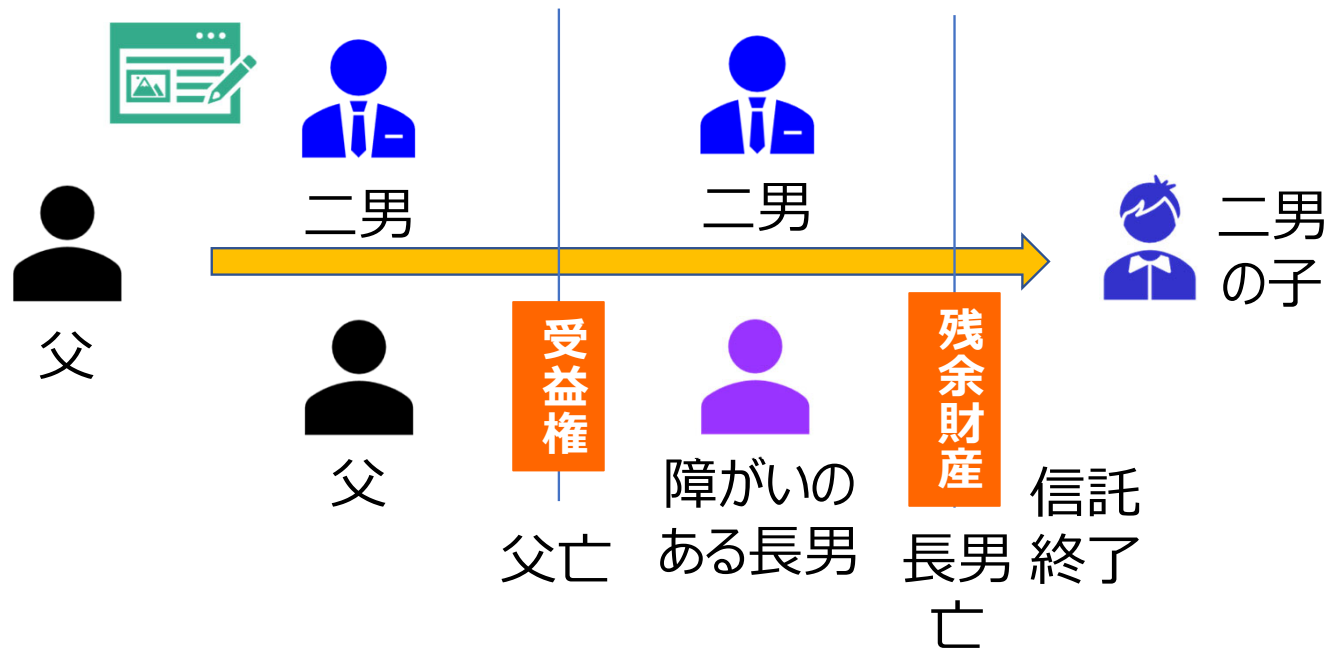
商品区分/取引可否	受入	買付	売却	出金
国内株式 (現物)	○	×	○	×
国内株式 (信用)	×	×	×	×
外国株式	○	×	○	×
国内外債券	○	★	○	×
仕組債	○	×	○	×
投資信託	○	★	○	×
複雑な投資信託	○	×	○	×
外貨MMF	×	★	○	×
ラップ	×	★	○	×

★：担当IFAを通じて発注可



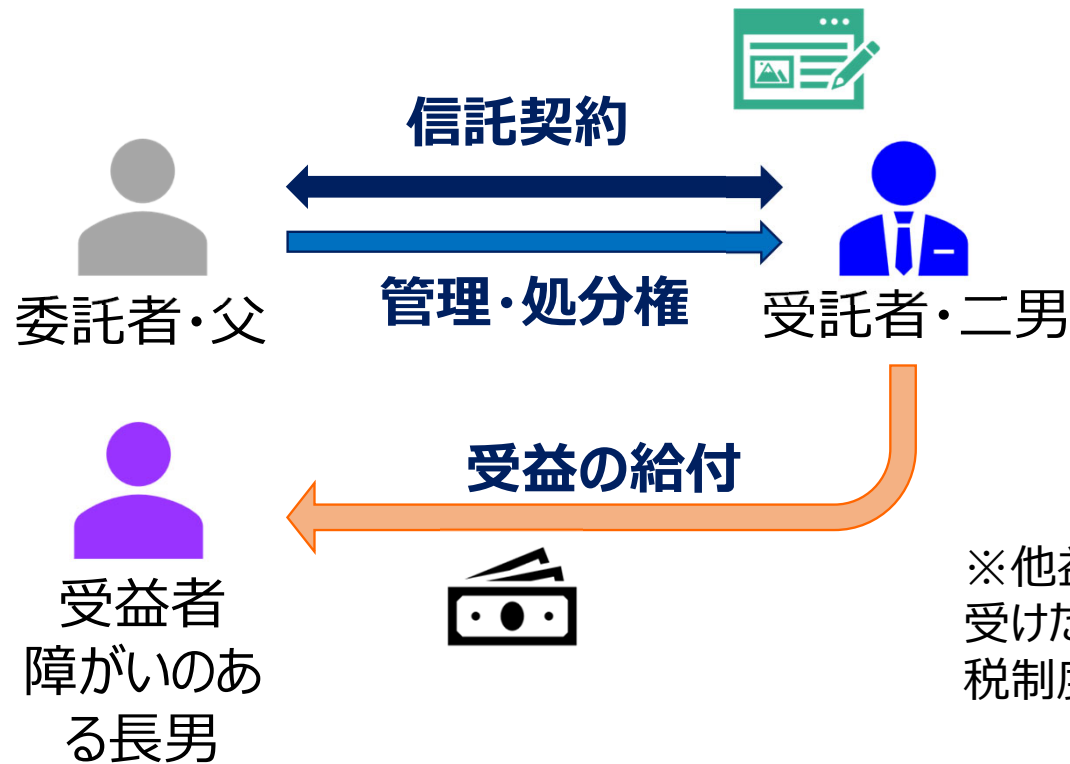
**障がいを持つ子どもの
人生を支える家族信託は可能か**

受益者連続型信託の場合



- 受益者連続型の信託を、受入れNGとしている証券会社が多い

相続時精算課税制度を利用した他益信託の場合



※他益信託は、信託設定時に贈与を受けた者とみなすので、相続時精算課税制度を利用して実施する

- 通常、他益信託を、受入れNGとしている証券会社が多い

遺言信託（遺言により設定する信託）の場合

遺言により
信託設定



委託者・父

委託者の
死亡後



管理・処分権




受託者・二男

受益の給付

受益者
障がいのある
長男

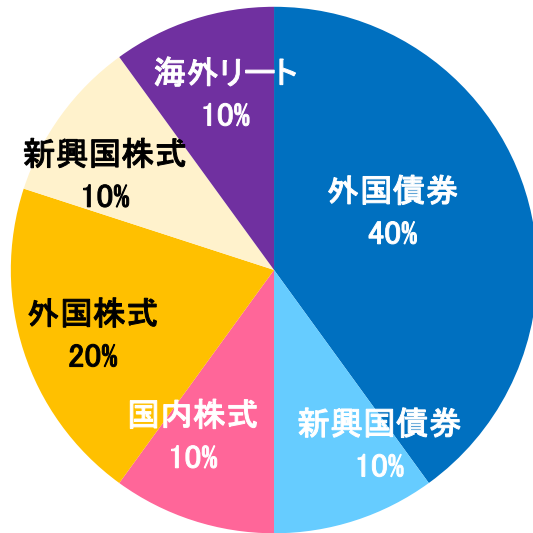


通常、遺言により設定する信託についての受入れは可能か？



家族信託は、相続を
「点」から「線」へ転換できる制度
～資産管理・運用ノウハウと戦略の承継～

相続後、ただちに換金される上場株式・債券・投資信託

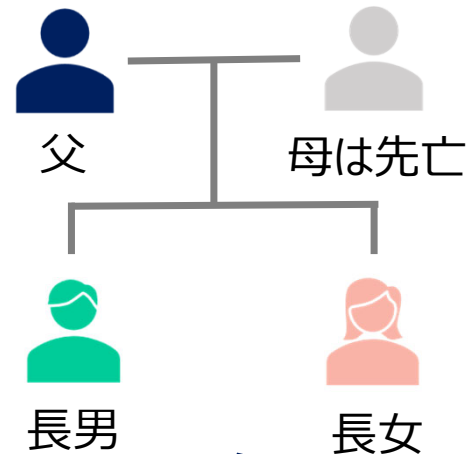


父の実践してきた運用ポートフォリオ

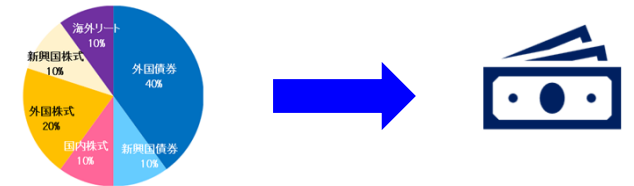
過去20年間の

・平均リターン 6.9%

・リスク 12.4%



◆相続されると・・・
直ちに換金されるのが常

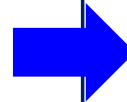


相続人の発するよくあるコメント

- ① 資産運用なんてよくわからない
- ② 「リスク」があるから怖い
- ③ 損をする話しか知らない
- ④ 預金が一番安心
- ⑤ 住宅ローンの一括返済にまわしたい

相続人のコメントの背景

- ① 資産運用なんてよくわからない
- ② 「リスク」があるから怖い
- ③ 損をする話しか知らない
- ④ 預金が一番安心
- ⑤ 住宅ローンの一括返済にまわしたい



- ① 長期分散投資の基礎も知らない
- ② リスクについての正しい知識がない
※リスクは振れ幅のこと
元本割れは、その一部の現象
- ③ 銀行や証券会社の商品ありきの販売手法の汚染
- ④ 物価上昇への危機意識がない
- ⑤ 住宅ローンは超低金利で調達できたキャッシュ、という認識がない

相続を通じて次世代へ承継すべきもの

① 資産の承継

点



② 資産に関する想いの承継

線



③ 資産管理・運用ノウハウの承継

- ・不動産オーナーであれば、賃貸稼業ノウハウの承継
- ・投資信託などの金融商品については、
現ポートフォリオの理解とリスク許容度の共有

線



④ 複数世代の家計を統合し、世代間の相互コミュニケーションをはかりながら構築する「家」単位の資産戦略・財務戦略の策定

面



相続を「点」から「線」へ転換できる制度

◆相続を「線」の承継とする方法


⇒ 今から資産管理・運用を次世代に権限を与えて任せてみる

- △ 遺言 亡くなった後にノウハウを承継することはできない
- △ 贈与 贈与税課税の問題 ・ 自分が利益主体となれなくなる

家族信託の活用

家族
信託

とは

- ① 課税されることなく
 - ② 管理・運用・処分の権限を次世代など家族に与え
 - ③ 利益を受ける主体は自分に残せる仕組み
-  資産管理・運用ノウハウが承継できる！

燦リーガルへの相談

ご相談は、
随時お受けしております。

電話、メール、LINE、お気軽に
ご連絡ください。

(1) 事務所に電話

042-519-7338

(2) 鈴木敏起に電話・ショートメッセージ

090-2216-2740

(3) 鈴木敏起にメール

yes@sanlegal.jp

(4) 鈴木敏起にLINE



LINE WORKS